

# 入間市直結増圧給水実施基準

入 間 市 上 下 水 道 部

令和3年4月1日

# 目 次

1 趣旨	1
2 増圧給水の適用条件	1
(1) 対象建築物	1
(2) 適用除外	1
(3) 増圧給水設備の設置	1
(4) 対象区域	1
(5) 他の給水方式との併用	1
(6) 配水管と分岐する給水管との関係	1
(7) 共用水栓の設置	1
(8) 設計水量の算定方法	2
(9) 給水管口径の決定	2
(10) 増圧給水設備	2
(11) 配管上の留意事項	2
3 給水装置工事の申込み	3
4 給水装置所有者の管理及び責任	4
附則	4
様式1 (事前協議書)	5
様式2 (回答書)	6
様式3 (誓約書)	7
様式4 (設置状況調査表)	8
様式5 (所有者変更届)	9

## 1 趣旨

この基準は、入間市水道事業給水条例管理規程(平成10年公企管規程第4号)第12条第1項ただし書の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が受水槽を設置しなくてよいと認める直結増圧給水方式(以下「増圧給水」という。)及び対象建築物について必要な事項を定めるものとする。

## 2 増圧給水の適用要件

### (1) 対象建築物

メーター口径が75mm以下の建築物に適用する。

### (2) 適用除外

- ① 毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取扱い、これらを製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所、研究所等。
- ② 一時に大量の水を使用する施設、常時一定の水圧、水量を必要とする施設、工事等により一時的に断水するときも給水の持続を必要とする施設等。

### (3) 増圧給水設備の設置

3階建て以上の建築物に直結給水をしようとする場合は、別に定める3階直結給水実施基準に適合するものを除き、増圧給水設備を設置しなくてはならない。

### (4) 対象区域

配水管の最小動水圧が0.2MPa以上確保できる地域を対象とする。

### (5) 他の給水方式との併用

- ① 建築物の種類や使用目的に応じて、直圧給水方式(以下「直圧給水」という。)、増圧給水及び貯水槽水道方式との併用で受水することができる。
- ② 直圧給水と増圧給水とを併用する場合は、原則として直圧給水は2階までとする。
- ③ 高架水槽方式との併用は認めない。ただし、既存施設の改造が困難な場合はこの限りでない。

### (6) 配水管と分岐する給水管との関係

- ① 分岐可能な配水管は、口径50mm以上とする。
- ② 配水管から分岐する給水管口径は、原則として配水管口径の2口径以下にしなければならない。ただし、配水管口径50mmからの分岐については、口径25mmまでとする。

### (7) 共用水栓の設置

メーターバイパスユニット等の破損及び増圧給水設備の故障、停電等の対応として、共用栓を1階又は2階部分に設け、共用メーターを設置すること。なお、分岐については第一止水栓と親メーターの間とする。

#### (8) 設計水量の算定方法

設計に用いる同時使用水量は、次により算定するものとする。

- ① 共同住宅の同時使用水量は、財団法人ベターリビングで定める優良住宅部品認定基準（BL基準）により算出する。ただし、ワンルームタイプは、ファミリータイプの65%として算出することができる。
- ② 共同住宅以外の同時使用水量は、空気調和衛生工学便覧（平成7年版）の給水用具給水負荷単位により算出すること。
- ③ 上記により難しい場合は、施設の実態に応じた計算式にすることができる。

#### (9) 給水管口径の決定

- ① 配水管から分岐する給水管の口径は、同時使用水量を供給できる口径としなければならない。
- ② 増圧給水設備以降の給水管内流速は、瞬時最大給水量時において2.0 m/secまでとする。

#### (10) 増圧給水設備

- ① 増圧給水設備は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）又は同等以上の性能を有するものとする。
- ② 増圧給水設備は、口径75mm以下とし、その設置場所は、1階以下の点検が容易にできる場所とすること。また、必要に応じて防音処置や凍結防止対策を施さなければならない。
- ③ 配水管内の圧力低下によるポンプ自動停止圧力は0.07MPaとし、再起動の設定圧力は、0.10MPaとする。
- ④ 増圧給水設備の流入、流出側に止水栓を設置しなければならない。
- ⑤ 増圧給水設備に故障が生じた時は、本体又は管理人室等で確認できる構造とする。
- ⑥ 減圧式逆流防止装置を、増圧給水設備の流入側に設置し、減圧式逆流防止装置の中間室逃がし弁の排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とする。
- ⑦ 増圧給水設備については、耐圧試験は不要とする。

#### (11) 配管上の留意事項

- ① 配水管から分岐する給水管が50mm以上、かつ、受水世帯が50以上の場合は、配水管の分岐位置の左右にソフトシール弁を設置し、配水経路を切替えることができるようにしなければならない。
- ② 増圧給水設備を設置する場合は、親メーターの交換時に、断水を生じさせないためのバイパス管を設置しなければならない。なお、事務所、倉庫においてはこの限りではない。

- ③ 増圧給水設備以降の給水方法については、次のとおりとする。
- ア 立ち上げる又は下げるシャフトごとに止水栓を取り付けること。
  - イ 適切な位置に吸排気弁を取り付けること。
  - ウ 各戸メーターの設置位置については、点検及び取替えが容易な場所とし、漏水によって階下の居住者に被害を及ぼさないよう防水又は排水に必要な処置を行うこと。
  - エ 各戸メーターを1階に設置する場合には、各戸メーターの流出側に逆流防止装置を取り付けること。
  - オ 各戸メーターが凍結するおそれのないよう適切な保温をすること。
  - カ 共同住宅等で、水道、電気及びガス等の計量器並びに配管を収納するメーターボックス（以下「ボックス」という。）及び扉の標準寸法は、次のとおりとする。

ボックス	(1) 幅	800mm以上
	(2) 高さ	800mm以上
	(3) 奥行き	300mm以上
扉	(1) 幅	600mm以上
	(2) 高さ	800mm以上

※ ボックス内に各戸メーターを単独で取り付ける場合は、ボックス及び扉の幅並びに高さを600mmとすることができる。

キ ボックス内の配管等は、次のとおりとする。

- 1) 各戸メーターの流入側には、メーター用ボール止水栓（伸縮式）、流出側には逆流防止装置を取り付けること。ただし、キ2)の配管材料を使用することにより、メーターユニットを設置することができることとする。
- 2) 各戸メーターの流入側及び流出側の配管材料については、硬質塩化ビニールライニング鋼管又はステンレス鋼管を使用すること。
- 3) 各戸メーターは、ガス、電気等の配管又は、計量器等に接しないようにし、その間隔については20cm以上とすること。

### 3 給水装置工事の申込み

- (1) 増圧給水をしようとする者は、あらかじめ直結増圧給水事前協議申請書（様式1）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、調査し、その可否を決し、当該申請者に直結増圧給水事前協議回答書（様式2）により通知するものとする。
- (3) 前項の規定により、増圧給水の承認を受けた者は、給水装置の新設等の申し込みの際に、誓約書（様式3）及び2（8）で積算した水理計算書を提出し

なければならない。

#### 4 給水装置所有者の管理及び責任

- (1) 増圧給水設備の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回以上の定期点検を行うとともに、必要な処置を行わなければならない。
- (2) 増圧給水設備の故障等の緊急連絡先を増圧給水設備本体及び管理人室等に明示するとともに居住者に周知しなければならない。
- (3) 給水装置の完成検査時に、直結増圧給水設備設置状況調査表（様式4）を提出しなければならない。
- (4) 給水装置の所有者及び管理責任者に変更があったときは、誓約書（様式3）及び給水装置所有者変更届（様式5）により、速やかに管理者に届け出なければならない。

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

様式1 (直結増圧給水関係)

<h2 style="margin: 0;">直結増圧給水事前協議申請書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(あて先) 入 間 市 長</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">給水装置工事申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号</p> <p style="margin: 0;">次のとおり直結増圧給水について事前協議を申請します。</p>			
工 事 場 所	入間市		
給水装置工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
計画建築物概要	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 地上 階・地下 階・地上 m		
	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所		
	住宅戸数 戸 ( <input type="checkbox"/> ファミリータイプ <input type="checkbox"/> ワンルームタイプ <input type="checkbox"/> 混在 )		
給 水 装 置 概 要	給水方法	<input type="checkbox"/> 直結増圧給水方式 ( 階 ~ 階 )	
		<input type="checkbox"/> 併用式 ( <input type="checkbox"/> 1・2階直圧 <input type="checkbox"/> 貯水槽方式 )	
	既設配管使用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
	使用水量	瞬時最大使用水量 L/min	
		計画一日最大給水量 m <sup>3</sup> /日	
	取出口径	配水管 φ mm ・ 取出 φ mm ・ 増圧ポンプ φ mm	
	親メータ口径	φ mm	
各戸メータ口径 及び設置数	住宅部分	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個
	非住宅部分	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個
	共用部分	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個

1 添付図書

案内図、平面図、透視図、水理計算書及びその他必要とするもの。(2部)

2 事前協議の内容に変更が生じた場合は、再協議をすること。

指定給水装置工事事業者名	
連絡先	( )

様式 2 (直結増圧給水関係)

## 直結増圧給水事前協議回答書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

入間市長

直結増圧給水事前協議について (回答)

年 月 日付で協議の依頼があった直結増圧給水について、  
下記のとおり回答します。

記



様式3 (直結増圧給水関係)

# 誓 約 書

年 月 日

(あて先) 入 間 市 長

給水装置工事申込者(所有者)

住所又は所在地

氏名又は名 称

電 話 番 号

給水装置の設置場所	入間市
	建築物の名称
指定給水装置工事事業者名	電話番号 ( )
増圧給水設備等の管理責任者	氏名又は名称 電話番号 ( )

直結増圧給水設備を設置するにあたり、次のとおり誓約します。

## 記

- 1 停電や故障により増圧給水設備が停止したとき、又は濁水等の対策による制限給水時に、断水又は水圧低下に伴う出水不足が発生した場合には、1階又は、2階部分の共用栓を使用します。
- 2 直結増圧給水設備を設置した場合には、貯留機能がないため、給配水管の漏水等による事故時及び水道施設の工事等に伴う断水時には、水の使用ができなくなることを承諾します。
- 3 出水不良若しくは断水又は給水装置の使用形態の変更等（専用住宅から店舗等への変更）により、当方の給水に支障を来たすときは、自費で貯水槽等の設備を設置します。
- 4 直結増圧給水設備の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回以上の定期点検を行うとともに、必要な処置を行います。
- 5 直結増圧給水設備に起因して、逆流又は漏水が発生し貴市上下水道部、若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償いたします。
- 6 設置者（所有者）又は管理責任者を変更したときは、変更後の所有者又は管理責任者にこの装置が条件付きであることを熟知させ、管理者に届けます。
- 7 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧給水設備に起因する紛争等については、当事者間で解決します。

様式4 (直結増圧給水関係)

## 直結増圧給水設備設置状況調査表

設置年月日		年 月 日			
水栓・門標番号		水栓番号		門標番号	
工事場所		入間市			
建築物の名称					
所有者名					
連絡先		TEL ( )			
給水装置概要	給水形態	<input type="checkbox"/> 直結増圧給水方式 ( 階 ~ 階 )			
		<input type="checkbox"/> 併用式 ( 階直圧 ・ 貯水槽方式 有効水量 m <sup>3</sup> )			
	取出口径	配水管 φ mm ・ 取出 φ mm ・ 増圧ポンプ φ mm			
	親メータ口径	φ mm			
	各戸メータ口径及び設置数	住宅部分	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個
	非住宅部分	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個	
	共用部分	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個	
指定給水装置工事事業者名					
連絡先		( )			
増圧給水設備保守点検請負業者名					
連絡先		( )			
増圧給水設備製造業社名					
連絡先		( )			
機種型式番号					
緊急連絡先		( )			

様式5 (直結増圧給水関係)

## 給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

(あて先) 入 間 市 長

給水装置所有者について下記のとおり変更が生じたのでお届けします。

記

給水装置の設置場所	入間市
	建築物の名称
〃 新所有者	住 所 氏 名 電話番号
〃 旧所有者	住 所 氏 名 電話番号
管 理 責 任 者 (連 絡 先)	氏名又は名称 電話番号
変 更 理 由	売 買 ・ 相 続 ・ 贈 与 ・ その他 ( )

[注意事項]

- 1 旧所有者が所在不明な場合やその他の理由により署名が得られないときは、新所有権を取得したことを証明する書類を添付してください。
- 2 後日、利害関係人その他の者から異議が生じても、管理者は責任を負いません。